

## 平成 28 年 1 月新発田市教育委員会定例会会議録

### 議事日程

平成 28 年 1 月 7 日（木曜日） 午後 2 時 00 分 開 会  
豊浦庁舎 2 階教育委員会小会議室

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 前回定例会会議録の承認について

日程第 3 教育長職務報告

日程第 4 議 題

議第 1 号 新発田市いじめ防止対策等に関する委員会条例の制定について

議第 2 号 新発田市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例の制定について

議第 3 号 新発田市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について

議第 4 号 新発田市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について

議第 5 号 新発田市青少年健全育成センター運営審議会委員の委嘱について

議第 6 号 専決処分の承認について（職員人事の専決処分について）

議第 7 号 新発田市立図書館設置条例の全部を改正する条例制定について

議第 8 号 新発田市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第 9 号 新発田市青少年宿泊施設設置及び管理に関する条例制定について

日程 5 その他

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席委員

大 山 康 一 委 員 ( 教 育 長 )

関 川 直 委 員 ( 教 育 長 職 務 代 理 者 )

外 山 陽 子 委 員

笠 原 恭 子 委 員

欠席委員

桑 原 ヒ サ 子 委 員

説明のため出席した者

教育総務課長 杉 本 茂 樹

教育総務課長補佐 大 森 雅 夫

学校教育課長 澁 谷 一 男

文化行政課長 田 中 耕 作

図書館長 鈴 木 秋 彦

中央公民館長 伊 藤 英 策

青少年健全育成センター所長 ( 兼 児 童 セ ン タ ー 所 長 )

本 間 栄 一

書 記

教育総務課学事係長

古 田 祐 三

教育総務課学事係主任

平 山 広 子

資料確認

大山教育長

それでは、ただ今から教育委員会平成 2 8 年 1 月定例会を開会いたします。

日程第 1 会議録署名委員の指名について

大山教育長

初めに、日程第 1 会議録署名委員の指名についてであります。笠原委員を指名いたします。

#### 日程第 2 前回定例会会議録の承認について

大山教育長

日程第 2 前回定例会会議録の承認についてお諮りいたします。  
すでに送付してあります会議録について、質問等ございますか。

大山教育長

なければ、承認の方の挙手をお願いいたします。

大山教育長

挙手全員でありますので、前回定例会会議録は承認されました。

#### 日程第 3 教育長職務報告

大山教育長

日程第 3 教育長職務報告を行います。

職務報告については、既に送付してあります「平成 27 年教育長職務報告（11 月 21 日～12 月 20 日分）」によりご了承願います。

なお、教育委員会所管事業の今年度第 3 四半期時点での進捗状況については、既に送付してあります「平成 27 年度教育委員会主な事務事業進捗状況（第 3 四半期）」によりご了承願います。

大山教育長

何か質問等ございますか。

ほかにないようですので、教育長職務報告は了承することとしてよろしいでしょうか。

大山教育長

質疑がないようですので教育長職務報告は了承されました。

#### 日程第 4 議 題

大山教育長

日程第 4 議第 1 号 新発田市いじめ防止対策等に関する委員会条例の制定について、を審議します。

大山教育長

澁谷学校教育課長から説明をお願いします。

【澁谷学校教育課長説明】

大山教育長

この件につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

関川教育長職務代理者

いじめ防止対策推進法の第28条を条例に盛り込まなかったということについて法制執務室からどのような指導を受けたのでしょうか。

澁谷学校教育課長

法第28条は重大事態への対応に関する条文なので条例には載せなくてもよいだろうと。委員会を設置する根拠となるのが法第14条ですので載せるのは第14条だけでいいだろうという指導でした。

大山教育長

法第28条第1項は、条例の第2条のところに出てきます。法第28条第1項に基づくのは調査ですということです。

関川教育長職務代理者

この条例制定の根拠にはならないということですね。

澁谷学校教育課長

はい。

大山教育長

そのほかありますか。

大山教育長

ほかにご意見、ご質問がないようですので、議第1号については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

大山教育長

異議がないようですので、議第1号 新発田市いじめ防止対策等に関する委員会条例の制定については、承認することといたします。

大山教育長

つづきまして、議第2号 新発田市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例の制定について、を審議します。

大山教育長

澁谷学校教育課長から説明をお願いします。

【澁谷学校教育課長説明】

大山教育長

何かご意見、ご質問等ございますか。

大山教育長

なければ、議第2号については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

大山教育長

異議がないようですので、議第2号 新発田市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例の制定については、承認することといたします。

大山教育長

次に、議第3号 新発田市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について、を審議します。

大山教育長

澁谷学校教育課長から説明をお願いします。

【澁谷学校教育課長説明】

大山教育長

何かご意見、ご質問等ございますか。

大山教育長

なければ、議第3号については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

大山教育長

異議がないようですので、議第3号 新発田市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則を廃止する規則の制定については、承認することといたします。

大山教育長

続きまして、議第4号 新発田市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について、を審議します。

大山教育長

杉本教育総務課長から説明をお願いします。

【杉本教育総務課長説明】

大山教育長

何かご意見、ご質問等ございますか。

関川教育長職務代理者

確認ですが、8月までは旧調理場からの提供となるのですか。

杉本教育総務課長

1学期については現共同調理場からの配食になります。8月からは新しい調理場から配食できる状態にし、8月末の学校給食開始に間に合わせるということです。

大山教育長

そのほかにありますか。

大山教育長

なければ、議第4号については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

大山教育長

異議がないようですので、議第4号 新発田市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定については、承認することといたします。

大山教育長

次に、議第5号 新発田市青少年健全育成センター運営審議会委員の委嘱について、を審議します。

大山教育長

本間青少年健全育成センター所長（兼児童センター所長）から説明をお願いします。

【本間青少年健全育成センター所長（兼児童センター所長）説明】

大山教育長

何かご意見、ご質問等ございますか。

大山教育長

ないようですので、議第5号については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

大山教育長

異議がないようですので、議第5号 新発田市青少年健全育成センター運営審議会委員の委嘱については、承認することといたします。

大山教育長

次に、議第6号 専決処分の承認について（職員人事の専決処分について）、を審議します。

お諮りします。議第6号につきましては、人事案件でありますので、新発田市教育委員会会議規則第6条第1項第1号の規定に基づき、当議事は非公開としたいと思います。

当議事を非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

大山教育長

挙手全員でありますので、当議事は非公開とすることとします。

【審 議】

(新発田市教育委員会会議規則第15条第3項の規定に基づき、審議内容は記録なし)

大山教育長

審議は終わりましたので、議事の非公開を解きます。

大山教育長

次に、議第7号 新発田市立図書館設置条例の全部を改正する条例制定について、を審議します。

大山教育長

鈴木図書館長から説明をお願いします。

【鈴木図書館長説明】

大山教育長

何かご質問等ございますか。

大山教育長

ないようですので、議第7号については、原案のとおり承認してよいでしょうか。

大山教育長

異議がないようですので、議第7号 新発田市立図書館設置条例の全部を改正する条例制定については、承認することといたします。

大山教育長

次に、議第8号 新発田市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、を審議します。

大山教育長

伊藤中央公民館長から説明をお願いします。

【伊藤中央公民館長説明】

大山教育長

何かご質問等ございますか。

大山教育長

ないようですので、議第8号については、原案のとおり承認してよいでしょうか。

大山教育長

異議がないようですので、議第8号 新発田市公民館設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例制定については、承認することといたします。

大山教育長

次に、議第9号 新発田市青少年宿泊施設設置及び管理に関する条例制定について、を審議します。

大山教育長

伊藤中央公民館長から説明をお願いします。

【伊藤中央公民館長説明】

大山教育長

何かご質問等ございますか。

関川教育長職務代理者

第4条の不許可の要件が4項目ありますが、その判断については微妙な問題が生じる可能性があるのではないかと考えています。施設の管理運営に際して、しっかりと対応のできる職員配置が必要ではないかと思えます。

また、使用許可の制限について、判断が困難なときは公民館長に伺いを立てるのでしょうか。そのあたりの命令系統を確認しておく必要があるのかなと思えます。

大山教育長

管理者の選定の関係と指揮命令系統について説明をしてください。

伊藤中央公民館館長

使用許可の制限については、許可をするのは教育委員会です。ただ、定例教育委員会で伺うということではなく、中央公民館長が判断をしているということです。教育長に伺いを立てるケースは年に1回あるかないかです。

管理人につきましては市直営とし、臨時職員の雇用で運営していく予定です。

外山委員

宿泊を伴う施設ですので、利用時間が公民館とは違ってくと思いますが、利用者のモラルが乱れたときに、管理人が強い人でないと子どもたちや付き添いの大人たちを指導できないのではないかと思います。この条例ではアルコール禁止とは言っていません。例えば、引率してきた人が別室で飲酒するというのはあり得ることでしょうか。

伊藤中央公民館館長

宿泊を伴うということで、色々な団体に使っていただけるようにするわけですが、あくまでも、市が事業を主催するのではなく、宿泊する団体の保護者や指導者に責任を持ってもらうことになります。施設全体の管理ということになれば、責任は中央公民館ということになります。アルコールの関係ですが、青少年宿泊施設内ですので、条例では定めておりませんが、慎んでいただく形で心得等を作っていきたいと思っています。新潟市のアグリパークを視察させていただいた際にも、そのよう

な形で対応していると聞いておりました。

外山委員

関川委員のご意見は、飲酒はあり得ることなので、そういう場合に、指導力のある職員を管理者に置かないといけないということです。

伊藤中央公民館長

それについては、指導者に対して説明をしてから施設を使っただくことになります。

関川教育長職務代理者

条例第3条の2項に規定があるので、施設の使用に当たっては、約束事を定めて、利用者に徹底してもらおうということになるのでしょうか。市の職員が関与して、こうしなさいということではできませんということをおかなくてはなりませんね。県の少年自然の家などは、かなり頑丈な職員が勤務しているので、万が一の場合は、その職員が利用者に注意することもできます。そのようなことを臨時職員一人で行うとなると、なかなか難しい状況が出てくるのではないかと思います。例えば、町内の役員の方が子ども会で子どもたちを連れて施設を使用する場合、お酒を飲むこともあると思います。その辺は事前にちゃんと言っておかないと、聞いていませんという話になって、お互いに不信感が生じないとは限らない。そこを事前に徹底した形でお願いする必要があります。利用者の責任ですよと言うには、それなりの前提条件を整えておかないといけないのではないかと思います。そのあたりを斟酌していただければと思います。

大山教育長

ありがとうございました。

ただ、これは設置条例ですので、基本的なことしか書いていませんが、規則や運営要綱等がこれから詰められてくるということでしょうか。

伊藤中央公民館長

この条例に基づく規則については、2月の定例教育委員会で提案させていただきます。

大山教育長

ここで大事なのは、使用料の関係だと思うのですが、この額に決めた経緯等について、補足説明をお願いします。

伊藤中央公民館長

使用料の金額については、近隣の市町村の例を参考としました。県の場合は中学生以下が無料となっています。今回は、県の施設も含め、阿賀野市の少年自然の家の使用料を参考にしました。減免については規則で定めますので、2月の定例教育委員会に提案いたしますが、今、決めたいと思っているのは、市内の中学生以下は100%減免とすることです。胎内市の乙地区にある県の施設や阿賀野市の施設が無

料ですので、それにならって無料にしないと誰も利用しないかもしれませんので、無料にしたいと考えております。

関川教育長職務代理者

100%減免というのは、日帰りの場合ですか。

伊藤中央公民館長

日帰りも宿泊の場合もです。

関川教育長職務代理者

では、市内の中学生以下が宿泊するときは無料でよいということでしょうか。

伊藤中央公民館長

はい、そうです。

外山委員

ということは、市内の小中学生を対象にいろいろな行事で使ってもらうことになると思うのですが、まったく収入は見込めないということですね。

伊藤中央公民館長

あくまでも社会教育施設ということで、少年自然の家については、中学生以下は無料でやっておりますので、同様にしていかないと運営が成り立たないと思います。市内の高校生以上の利用も多いと考えられますので、その辺で収入も見込めると考えております。また、スポーツカルチャーツーリズムの関係で、大学生の合宿を誘致していきたいとも考えております。

外山委員

宿泊を伴う場合には、食事は利用者が用意するのですか。

伊藤中央公民館長

市が斡旋する形でお弁当を取り寄せることを予定しています。施設内に食堂を設けると莫大な経費がかかりますので、食事についてはそういう形にさせていただきたいと考えております。

関川教育長職務代理者

自炊をさせる余地はありますか。

伊藤中央公民館長

調理実習室がありますので、そこで自炊もできるようになっております。また、屋外にも施設があります。

関川教育長職務代理者

いわゆるキャンプ形式ですか。

伊藤中央公民館長

はい。

関川教育長職務代理者

自炊または斡旋業者の食事に対応してくださいということですね。

大山教育長

今の部分は基本使用料ですから、煮炊き釜など特別な道具の使用料だとか細かいところは別に定めるのでしょうか。

伊藤中央公民館長

備品の使用料は、若干ですけれども設けたいと考えております。それについては規則で定めます。

関川教育長職務代理者

備品の準備はおおかたの見当がついていますか。

伊藤中央公民館長

はい。備品は年度内に購入する予定です。

外山委員

自分の団体が利用しようと思ったら、事前にお弁当を三食用意することになりますので、斡旋業者について知っておきたいのではないかと思います。

伊藤中央公民館長

現在、弁当業者を当たっておりまして、メニューや金額等の条件を検討していますので、4月1日の予約受け付けの前までにははっきりさせたいと思います。

外山委員

体験として料理を作るということは子どもたちには良いことなのですが、スポーツ利用の側から言えば、その時間は惜しいのではないかと思います。料理の時間を練習に充てたいと考えるのではないかと思うのです。その場合、弁当が来るかどうかかわからないとか、冷たいものしか食べられないとかということになると、やはり利用価値を下げることになるのではないのでしょうか。冬期間に施設を使う団体はないかもしれませんが、あらゆることを考慮して細かい規則を考えていただきたいと思います。真冬に利用するとすると、食事はどこから配達してくれるのか、温かいものが提供できるのかとか、食事の準備が大変ですね。

大山教育長

条例には書いてありませんが、冬期間は一定期間閉めるのですよね。仮にその間にどんつき祭などの臨時的な利用申請があれば協議により開けるかもしれませんが、原則、冬期閉鎖ですね。

伊藤中央公民館長

はい。市の都合によっては開けることを可能としています。

関川教育長職務代理者

ただ豪雪地ですので、冬場は除雪が管理人一人では手に負えないという問題があります。

伊藤中央公民館長

一団体のために冬期閉館するとなると経費がかかります。施設供用開始の初年度である平成 28 年度は、11 月末までの開館を予定しています。

関川教育長職務代理者

常にブルドーザーが除雪してくれる約束が取り付けられていて、管理人は玄関前を少し除雪すればよいという条件であれば冬場も開館可能でしょうが、一団体の利用希望に合わせてその日だけ除雪ということはかなり難しいと思います。

外山委員

スタートはこれでよいと思います。しかし、夢みたいな希望なのですが、冬こそ雪のない地域の子どもたちに来てもらって雪を体験してもらうのが素晴らしいことだと思うのです。関東や関西の大学生も新潟県に来て雪を見ると感動しています。私たちの団体もスキー合宿でいろいろな所へ出掛けますが、そこでは日常でない生活があって、様々なことを体験したり感激したりします。それは非常に大事なことなので、雪だから施設を閉鎖するという考え方もありますが、もし出来るならば、雪のない地域の子どもたちに来てもらって雪国生活を体験してもらいたいと思います。雪を漕いで歩くだけでも都会の人にとっては素晴らしいことなのです。または、霧氷、樹氷、兎の足跡にも子どもたちはとても喜びます。豪雪地帯にある施設を使って、新発田市外の子どもたちに雪を体験させられたら一番良いと思います。最初にこの施設の案を聞いた時に、私は意欲満々だったのですが、話を聞いているうちに段々と夢が萎んできました。お金が伴いますので仕方ないですが。

伊藤中央公民館長

旧赤谷小学校の隣に旧赤谷中学校の敷地がありまして、そこは市の所有なのですが、市議会 9 月定例会で、そちらを有効活用できないかという質問がありました。その際の市長の考えは、冬期間の利用としてクロスカントリースキーが考えられないだろうかということでした。施設利用開始 2 年目となる平成 29 年度以降にスポーツ推進課と連携しながら考えていきたいと思っています。

大山教育長

都市間交流を行っている市民まちづくり支援課との連携にもなってきます。まずスタートしたいということでこの設置条例を制定するとご理解いただきたいと思っています。

大山教育長

ほかに何かありますか。

大山教育長

ないようですので、議第9号については、原案のとおり承認してよいでしょうか。

大山教育長

異議がないようですので、議第9号 新発田市青少年宿泊施設設置及び管理に関する条例制定については、承認することといたします。

## 日程第5 その他

大山教育長

続きまして、日程第5 その他に入ります。

はじめに、(1)平成27年新発田市議会12月定例会の報告について、杉本教育総務課長から報告をお願いします。

【杉本教育総務課長報告】

大山教育長

何かご質問等ございますか。

外山委員

最後の武庸会に関してですが、私たち全国のいろいろな場所へ視察に行きますと、郷土の出身者の資料などがずらりと並べてあるのですが、新発田市の新しい図書館にはそういうものが並ぶようになるのでしょうか。それとも特別のコーナーを設けるのでしょうか。新潟日報情報館の新潟人物コーナーへ行ったときに、新発田市出身の偉人、文化人を検索してみましたが、ほとんど載っていませんでした。阿賀野市に行ったときには、郷土の偉人たちの偉業が展示されていました。新発田市では一堂に会して展示ということは見たことがないので、図書館にそういうコーナーが出来るならば、ぜひとも偉人を掘り起こしていただければと思います。新発田市は堀部安兵衛以降にも多くの偉人を輩出しておりますので、子どもたちが新発田に誇りを持てるようなコーナーをお願いしたいです。

鈴木図書館長

今の図書館が二代目の建物であり、その前は坪川洵平氏に寄附いただいた図書館でした。その頃から堀部安兵衛というのは新発田の生んだ人物として、堀部安兵衛文庫というのが創設されています。それが現在の図書館にも引き継がれておりまして、その中に浮世絵とか江戸時代の資料もありますし、今の本もあるわけですね。これについては資料の性格上、歴史図書館の方になると思います。ただ、同じ本が二冊あるとかいう場合は、両方の館でなるべく多くの人に知っていただけるようなことを考えています。外山委員のご意見にもありましたように、新発田の輩出した人物について、次代を担う子どもたちに誇りを持って受け継いでもらいたいという

ことから、人物アーカイブなど人物紹介のようなものを考えております。ちなみに図書館の二階の郷土コーナーには新発田出身の人物の資料があります。

外山委員

堀部安兵衛の資料はかなり詳しく見たことがありますが、その一人に特化するのではなく、いろいろな人物がいるということを知ってもらおうよう網羅していただきたいと思います。

鈴木図書館長

これからも出来るだけ集めていきたいと思います。集めるだけではなく利用できる形でいきたいと思っています。

関川教育長職務代理者

新発田はアピールがあまり上手ではない面があります。謙虚で遠慮がちに物を言う市民性があります。これからはアピールの仕方を大いに研究していかなければならないでしょう。新しい図書館が開館していく中でもそうですし、新発田市は色々なことをやっているのですが派手さが無い。訴える力が弱くPR不足を感じます。皆で考えていくのがいいのかなと思います。大いにアイデアを募集したらいかがでしょうか。

大山教育長

そのほかにありますか。

大山教育長

なければ報告のとおりご了承願います。

大山教育長

次に、(2)「新発田市まちづくり総合計画」基本構想(案)について、杉本教育総務課長から報告をお願いします。

【杉本教育総務課長説明】

大山教育長

何かご質問等ございますか。

関川教育長職務代理者

私どもとしては、施策の展開とか目標設定とかのあたりをよく見て、何か意見があったらということでしょうか。

杉本教育総務課長

はい。

大山教育長

ほかに何かありますでしょうか。

大山教育長

お目通しをいただきまして、何かあれば、1月12日火曜日までにご意見をいただきたいと思います。

大山教育長

次に、(3)新発田市立図書館基本方針(案)と新発田市立歴史図書館(仮称)整備計画(案)について、本来であれば皆様にお集まりいただき、ご審議をいただかなければならないところですが、パブリックコメントの開始前までに、会議を開催する時間が取れなかったために、昨年12月18日付教総第1280号により、書面審議をお願いいたしました。その結果等について鈴木図書館長から説明をお願いします。

【鈴木図書館長説明】

大山教育長

パブリックコメントでは色々なご意見がいただけると思いますが、それについてすぐ直しますということではなく、直すか直さないか一度揉んでみてもう一度検討するということになります。したがって、委員の皆様から頂いているご意見につきましてもパブリックコメントのご意見と合わせて検討させていただきたいという趣旨です。

関川教育長職務代理者

何となく違和感が拭えないのです。図書館には中央図書館と歴史図書館があって、それぞれに整備計画というものがあるはずですが、そのような体系的なものが見えません。中央図書館、歴史図書館が別々にありきで、後で繋いでいるような感じを私は受けません。体系の上の方から方針を作っていたという感じをこの表記からは受け難い。なぜならば、整備計画(案)は序から始まって立派なのですが、序という部分に抵抗感を持つ方もいると思います。それから歴史図書館基本方針があるならば中央図書館基本方針も同格で作られなければなりません。項目だけの整備は私にはしっくりきておりません。

外山委員

新発田市立図書館の中には中央図書館もあり、歴史図書館もあると解釈するのですか。

関川教育長職務代理者

中央図書館、歴史図書館、分館を含む大きなものです。その中でそれぞれの組織に整備計画案があるならわかるのですが、そういうふうに体系的になっていない。この計画案そのものは素晴らしいのですが、今一つ馴染めないところが残ります。もう一度しっかりと洗い直して関連づけるのならば、その辺から行わないと、すっきりしないまま行きそうだという気がかりがあります。

外山委員

一市民として考えるならば、まず新発田市立図書館というのが全部を網羅していることがわからないと思います。市民としては、新発田市立図書館というのはその下に中央図書館があり、歴史図書館があり、分館があるということを知っていないので、この文章を見たときに、新発田市立図書館基本方針と新発田市立歴史図書館（仮称）整備計画となると、基本方針と整備計画が並列で並んでいる感じを受けて理解し難いかもしれませんね。やはり、新発田市立図書館というのが全体の名前だということが市民にはっきり理解していただけないと思います。中央図書館というものがまだ出来あがっていないので仕方のないことではありますが、市民にわかってもらえるような書き方が必要かもしれません。

関川教育長職務代理者

市民に分かりやすい形で、組織の概念図だけでも示されていると、理解する人が増えてくると思うのですが、今のところ混乱した状態で基本方針を見る危険性があると感じます。すでにパブリックコメントが始まっておりますし、ご意見を受けながら整備をより具体的に検討していったらいいのかなと思います。

大山教育長

何か取材を受けたり、発言したり、情報発信する機会がありましたら、ご指摘のあったとおり、全体的な形を含めながら丁寧に説明することを心がけた方がよいかもしれません。4月1日号以降の広報でも、図書館の全体像等を周知することもいいと思います。

大山教育長

ほかになにかありますか。

大山教育長

なければ説明のとおりご了承願います。

大山教育長

次に、（４）新発田市学校給食西共同調理場調理等業務委託に係る公募型プロポーザルの結果について、を杉本教育総務課長から報告をお願いします。

【杉本教育総務課長報告】

大山教育長

何かご質問等ございますか。

関川教育長職務代理者

現在、西共同調理場に従事している職員の体制を維持する形の中で、経営が(株)東洋食品の方に移っていくのでしょうか。

杉本教育総務課長

現在の委託先の(株)ジョイックが雇用する職員につきましては、新たに受託をする会社が面接等によって、雇用の希望がある場合については優先的に雇用するとい

うことで、その確約のもとに、面接を行い、4月からの体制づくりを円滑に調理業務が行えるようにということで進めているところでございます。

大山教育長

そのほかにありますか。

大山教育長

なければ、(4)新発田市学校給食西共同調理場調理等業務委託に係る公募型プロポーザルの結果について、は説明のとおり ご了承願います。

大山教育長

次に、東小学校の校歌・校章について、杉本教育総務課長から報告をお願いします。

【杉本教育総務課長報告】

大山教育長

そのほかにありますか。

大山教育長

ないようですので、教育委員会・今後の日程(予定)について、杉本教育総務課長から説明をお願いします。

【杉本教育総務課長説明】

大山教育長

説明が終わりました。何かご質問等ございますか。

なければ、説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

大山教育長

そのほか何かございますか。

大山教育長

ないようですので、以上で、教育委員会平成28年1月定例会を閉会いたします。

午後4時9分 閉会

平成 年 月 日

新発田市教育委員会教育長

委 員